

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について

検討の方向性

(財務状況等の見える化)

- 介護サービス事業者について、
 - ・ 介護サービス事業者の経営状況をもとに、国民に対して介護が置かれている現状・実態の理解の促進
 - ・ 介護サービス事業者の経営状況の実態を踏まえた、効率的かつ持続可能な介護サービス提供体制の構築のための政策の検討
 - ・ 物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討
 - ・ 実態を踏まえた介護従事者等の処遇の適正化に向けた検討
 - ・ 介護報酬に関する基礎資料である介護事業実態調査の補完
- に活用することが可能となるという観点から、経営情報を収集・把握することは重要。
また、介護サービス事業者側も、マクロデータを自事業所の経営指標と比較することで、経営課題の分析にも活用可能と考えられる。
- 社会福祉法人については、社会福祉法及び関係法令に基づき、社会福祉法人に対し、計算書類の作成・届出の義務、計算書類の公表義務が課せられている。
- 障害福祉サービス事業者については、利用者の選択に資する情報提供という観点から、障害者総合支援法及び関係法令に基づき、障害福祉サービス等情報公表制度において、事業所等の財務状況（事業所・施設単位の計算書類）を公表することとなっている。
- また、社会福祉法人については、厚生労働大臣が社会福祉法人に関する情報に係るデータベースを整備することとされており、財務諸表等電子開示システムにおいて計算書類等の内容を集約した結果を公表している。

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について

検討の方向性

- 介護サービス事業者については、財務状況の見える化を図る観点から、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、医療法人とともに以下のとおり記載されている。

- ・骨太の方針2021

「医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を構築する。同様に、介護サービス事業者についても、事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築する。」

- ・骨太の方針2022

「経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備するとともに、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講じる。」

- 医療法人については、昨年11月に医療部会に諮り、医療法施行規則を改正して、事業報告書等の届出についてアップロードによる届出・電子的な閲覧を可能としたところ。届出データが集積されたデータベース（国・県が活用）の構築についても対応予定である。また、経営実態の透明化の観点から、経営状況に関する全国的な電子開示システムを整備することについて、医療法人の運営状況を明らかにするとともに、効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策の検討や医療従事者等の処遇の適正化に向けた検討等を目的として、原則全ての医療法人に対して、経営情報（病院及び診療所に限定した、施設別の収益や費用等）の報告義務を課すとともに、個別の医療法人ごとではなく、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表するためのデータベースを構築する方向で議論が行われている。

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について

検討の方向性

- 介護サービス情報公表制度について、利用者の選択に資する情報提供という観点から、社会福祉法人や障害福祉サービス事業者が法令の規定により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表することを検討してはどうか。併せて、介護サービス情報公表制度は利用者等のサービス選択において広く活用されているところ、各施設・事業所の従事者の情報について、現行においても職種別の従事者の数や従事者の経験年数等が公表されていることも踏まえ、一人当たりの賃金等についても公表の対象に追加してはどうか。
- 医療法人の経営情報に係る検討状況も踏まえ、介護サービス事業者の経営状況を詳細に把握・分析し、介護保険制度に係る施策の検討等に活用できるよう、介護サービス事業者が財務諸表等の経営に係る情報を定期的に都道府県知事に届け出ることとし、社会福祉法人と同様に、厚生労働大臣が当該情報に係るデータベースを整備することを検討してはどうか。

介護サービス情報公表制度の運用～概要～

- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を都道府県に報告し、都道府県が公表する。

期待する効果

- 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
- 事業者のサービスの質の向上に向けた努力が適切に評価され選択されることを支援

具体的取組

① 介護サービス情報公表システム等整備事業

全国の介護サービス事業所の情報を公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム開発・運用等を行う。

【実施主体】国（民間へ委託）

② 介護サービス情報の公表制度支援事業

都道府県及び指定都市における当該制度の運営が円滑に実施できるよう必要な支援を行う。

【実施方法】補助（介護保険事業費補助金）

【実施主体】都道府県及び指定都市

【負担割合】国1／2、都道府県又は指定都市1／2

国…報告・公表するためのシステム整備
都道府県、政令指定都市…制度の実施主体

公表までのフロー図



介護サービス情報公表システム

情報公表される内容 ※介護保険法施行規則で規定

① 基本情報

- 事業所の名称、所在地等
- 従業者に関するもの
- 提供サービスの内容
- 利用料等
- 法人情報

② 運営情報

- 利用者の権利擁護の取組
- サービスの質の確保への取組
- 相談・苦情等への対応
- 外部機関等との連携
- 事業運営・管理の体制
- 安全・衛生管理等の体制
- その他（従業者の研修の状況等）

※その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、事業所自らが情報公表システムで任意に公表することが可能。

※さらに、自治体独自の公表項目の設定が可能。

介護サービス情報公表システムの公表項目（通所介護の例）

○基本情報

事業所又は施設以下この号において「事業所等」という。)を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局 (以下この号において「法人等」という。)に関する事項	
1 法人等の名称、主たる事務所の所在地、番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号(番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたものに限る。)及び電話番号その他の連絡先	
2 法人等の代表者の氏名及び職名	
3 法人等の設立年月日	
4 法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス	
5 その他介護サービスの種類に応じて必要な事項	

当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項

事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	
1 介護保険事業所番号	
3 事業所等の管理者の氏名及び職名	
4 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開設予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合はその直前の年月日)	
5 事業所等までの主な利用交通手段	
6 その他介護サービスの種類に応じて必要な事項	

事業所等において介護サービスに従事する従業者(以下この号において「従業者」という。)に関する事項

従業別別の従業者の数	
1 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者、入所者又は入院患者数等	
3 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等	
4 従業者の健康診断の実施状況	
5 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の道徳向上に向けた取組の実施状況	
6 その他介護サービスの種類に応じて必要な事項	

介護サービスの内容に関する事項

事業所等の運営に関する方針	
1 当該報告に係る介護サービスの内容等	
3 当該報告に係る介護サービスの利用者、入所者又は入院患者への提供実績	
4 利用者等(利用者又はその家族をいいう。以下同じ。)、入所者等(入所者又はその家族をいいう。以下同じ。)又は入院患者等(入院患者又はその家族をいいう。以下同じ。)からのお問い合わせに対する窓口等の状況	
5 当該報告に係る介護サービスの提供により賄貸すべき事故が発生したときの対応に関する事項	
6 事業所等の介護サービスの提供内容に関する特色等	
7 利用者等、入所者等又は入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	
8 その他介護サービスの種類に応じて必要な事項	

当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

その他都道府県知事が必要と認める事項	
--------------------	--

○運営情報

・介護サービスの内容に関する事項

介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び交換時に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置	
1 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び利用者等、入所者等又は入院患者等の取得の状況	
2 利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況	
3 利用者、入所者又は入院患者の状況についての当該介護サービスに係る計画の作成及び利用料等、入所者等又は入院患者等の同意の取扱いの状況	
4 利用者等、入所者等又は入院患者等に対する利用者、入所者又は入院患者が負担する利用料に係る説明の実施の状況	

利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

1 認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況
2 利用者、入所者又は入院患者等のプライバシーの保護のための取組の状況
3 身体的介護等(指定居宅サービス等基準第百二十八条第四項に規定する身体的拘束等をいいう。以下同じ。)の解除のための取組の状況
4 行動的・精神的行動の実施の状況
5 利用者の家族等との連絡、交流等のための取組の状況
6 入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況
7 健康管理のための取組の状況
8 安全な送迎のための取組の状況
9 シクリエーションの実施に関する取組の状況
10 施設、設備等の安全性・利便性への配慮の状況

相談、苦情等の対応のために講じている措置

1 相談、苦情等の対応のための取組の状況
2 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置

介護サービスの質の確保、適切性の確保等のために実施している外部の者との連携

1 介護支援専門員等との連携の状況
2 主治の医師等との連携の状況
3 地域包括支援センターとの連携の状況
4 地域との連携、交流等の取組の状況
5 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

適切な事業運営の確保のために講じている措置

1 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
2 計画的な事業運営のための取組の状況
3 業務運営の透明性の確保のための取組の状況
4 介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

1 事業所又は施設における得意分担等の明確化のための取組の状況
2 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況

安全管理及び衛生管理のための取組の状況

1 安全管理及び衛生管理のための取組の状況
2 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

個人情報の保護のための取組の状況

1 介護サービスの提供記録の開示の実施の状況

介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

1 利用者等の計画的・教育、研修等の実施の状況
2 利用者等、入所者等又は入院患者等の意向等も踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況
3 介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
4 介護予防のための取組の状況

・都道府県知事が必要と認めた事項

(参考) これまでの閣議決定

○ 経済財政運営と改革の基本方針2021、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日）

- ・ 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を整備する。同様に、介護サービス事業者についても、事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築する。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日）

- ・ 経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備する（※）とともに、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講ずる。

（※）その際、補助金等について事業収益と分けるなど見える化できる内容の充実も検討。